

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）と（事業者及び代表者名）（以下「受託者」という。）は、次の条項により、令和 7 年度森林サービス産業推進支援業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第 2 条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 令和 7 年度森林サービス産業推進支援業務

(2) 業務の内容 別添仕様書（案）（以下「仕様書」という。）のとおり。

（履行期間）

第 3 条 委託業務の履行期間は、（契約締結日）から令和 8 年 3 月 18 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託料は、〇〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第 5 条 受託者は、契約保証金〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第 7 条第 2 項の規定により検査に合格し、実績報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

契約保証金を免除する場合

第 5 条 契約保証金は〇〇円とし、その納付は免除する。

2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第 6 条 受託者は、別添の仕様書及び公募型プロポーザルに提出された提案書に基づき委

託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。
- 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 受託者は、令和8年3月18日までに事業完了報告書（仕様書様式）に関係書類を添付して委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、遅滞なく当該委託事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めた時は引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の前金払いを請求する場合は、前金払請求書を委託者に提出するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により受託者から適法な前金払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙 1 に掲げる事項を遵守しなければならない。

(危険負担)

第 11 条 第 7 条の規定による引き渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第 12 条 受託者は、成果品の引渡し後 1 年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第 13 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第 14 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

- 2 受託者は、前項ただし書きに基づき委託者に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(契約内容の変更)

第 15 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 16 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することが

できるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者又は受託者の使用する職員が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (4) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに実績報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は実績報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し

年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

- 3 受託者は、第 12 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第 16 条から第 16 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第 18 条 受託者は、第 16 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 16 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

- 第 19 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

- 第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

- (A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。
- (B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 年 月 日

委託者 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 番地 2

長野県知事 阿部 守一

受託者

別紙1（第10条関係）

個人情報取扱注意事項

特記事項

（個人情報の漏えいの禁止）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

（個人情報の掲載された資料等の変換又は廃棄）

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を変換又は廃棄しなければならない。

（個人情報の目的外使用の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報に掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（再委託の禁止）

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。